

平成 30 年度第 4 回日本スポーツ少年団常任委員会 議事録

日 時 : 平成 31 年 3 月 1 日 (金) 13 時 55 分～15 時 43 分
場 所 : 岸記念体育会館 5 階 504・505 会議室
出 席 者 : 坂本本部長、井上、萩原の各副本部長
佐藤、村田、田村、安田、増岡、岡、住谷、喜納、望月、森下、富田、
網代、宗像、工藤の各常任委員 計 17 名
〈欠席(委任)〉森島副本部長、北東、伊藤、米谷、原の各常任委員 計 5 名
構成員の 2 分の 1 以上の出席【総数 22 名のうち出席 22 名(委任含む)】により会
議成立(「日本スポーツ少年団設置規程」第 18 条第 3 項)
〈事務局〉菊地部長、奈良課長、他少年団課員 6 名

<議案>

(1) 平成 30 年度第 2 回日本スポーツ少年団委員総会の開催について《資料 P. 1》

3 月 2 日開催の第 2 回委員総会は、資料の次第案に基づき 4 点の議案、8 点の報告事項による取り進めることについて諮り、これを承認。

(2) 2019 年度日本スポーツ少年団活動計画及び予算について《資料 P. 2～8》

2019 年度の活動計画については、昨年 6 月開催の平成 30 年度第 2 回常任委員会及び第 1 回委員総会において承認を得るとともに、活動計画に基づく予算の編成については坂本本部長に一任されていた。その後、補助金要望に伴う変更、専門部会での協議結果等を踏まえ、日本スポーツ協会内で全体的な調整を行った 2019 年度活動計画及び予算について説明し、これを承認。

【活動計画(平成30年度からの主な変更点)】

- ① 「1. 指導者養成・研修」の「1) スタートコーチ(スポーツ少年団)インストラクター移行研修会」は全国7会場、「2) スタートコーチ(スポーツ少年団)インストラクター養成講習会」は全国1会場で実施する。
- ② 「1. 指導者養成・研修」の「5) 幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム普及促進」は、講師講習会受講修了者を対象としたブラッシュアップセミナーを実施する。
- ③ 「9. スポーツ活動サポートキャンペーン」は、認定員養成講習会での情報提供の実施数に応じて交付していた協賛社からの協力金が交付できなくなる予定であることから、事業として実施するか引き続き検討する。

【予算】

<収入の部>

- ① 「1. 登録料」は、平成30年度の登録者実績を勘案し、3億3千4百61万1千9百円。
- ② 「2. 参加者等負担金」は、全体で平成30年度予算に対して6万8千円減の1億1百96万2千円。
- ③ 「3. 日本スポーツ協会負担金」は、支出額に合わせて計上し、平成30年度予算に対して3千7百10万2千6百78円増の1億8千21万6千5百56円。

以上、収入合計は、平成30年度予算に対し、3千14万6千5百78円増の6億1千6百79万4百56円。

<支出の部>

- ① 「1. 指導者養成・研修」は、「(1) スタートコーチ (スポーツ少年団) インストラクター養成講習会」を新規に計上すること及び「(5) ジュニアスポーツフォーラム」の会場変更による借損料の増額により、合計で1億1千9百30万1千4百92円。
- ② 「2. 指導者協議会」は、「全国スポーツ少年団指導者協議会」の宿泊費を計上し、3百7万6千4百円。
- ③ 「3. リーダー養成・研修」は、平成30年度とほぼ同額の1千59万6千8百10円。
- ④ 「4. 国内交流」は、平成30年度と同様の内容に、開催地が変わることに伴う旅費、宿泊費等の試算を行い計上し、合計で9千6百6万1千3百10円。
- ⑤ 「5. 国際交流」は、「(2) の日独青少年指導者セミナー」が「(3) の日独スポーツ少年団指導者交流」に代わり、日中青少年スポーツ交流が、団員、指導者とも受入の年にあたることから、合計で6千8百48万6千9百円。
- ⑥ 「6. 広報出版」は、ホームページの改修(検索機能の作成)の経費の計上などにより、合計で6千4百94万2千円。
- ⑦ 「7. 少年団顕彰」は、平成30年度と同額の1百24万6千円。
- ⑧ 「8. 研究調査」は、各種会議の開催経費と第10次育成6か年計画の遂行に必要な経費及び運動適性テストの改定に必要な経費等を計上し、合計で1千66万2千円。
- ⑨ 「9. スポーツ活動サポートキャンペーン」は、認定員養成講習会での熱中症予防プログラム提供の協力金の交付がなくなることから計上なし。
- ⑩ 「10. 組織整備強化」は登録者数の減に伴う比例配分額の減を踏まえ、1億2千2百75万7千9百円。
- ⑪ 「11. 登録認定関係」は、2020年度からの指導者規程等の改定に伴う登録システムの改修費を計上し、4千5百41万9千8百円。
- ⑫ 「12. 運営諸費」は、平成30年度とほぼ同額の7千4百23万9千8百44円。

以上、支出合計額は、平成30年度予算額に対し、3千14万6千5百78円増の6億1千6百79万4百56円で収支同額。

(3) 第46回日独スポーツ少年団同時交流(派遣) 日本団について《資料P.9》

7月31日～8月17日の日程でドイツに派遣する日本団の団長団の人選および派遣候補者の「内定」については本部長に、派遣者の「決定」については本部長と団長に一任することについて諮り、これを承認。

(4) 2021年度全国スポーツ少年大会及び競技別交流大会の開催地について《資料P.10》

2021年度の開催地について諮り、これを承認。なお、第59回全国スポーツ少年大会は、関東ブロック内での開催県が未定であることから、2019年度6月開催の常任委員会及び委員総会において改めて審議・決定することとなった。

- ・ 第59回全国スポーツ少年大会 調整中(東地区・関東ブロック)
- ・ 第43回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会 沖縄県

- ・ 第44回全国スポーツ少年団剣道交流大会 高知県
- ・ 第19回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会 島根県

<主な意見>

- ・ 田 村 委 員 : 2021 年の全国スポーツ少年大会は関東ブロックが開催地の選出ブロックにあたるが、現時点でブロック内の調整が難しい状況にある。また、2024 年に埼玉県体育協会が創設 100 周年を迎えるため、2024 年の全国スポーツ少年大会の開催を希望したい。

(5) 日本スポーツ協会事業評価及び日本スポーツ協会スポーツ推進方策 2018 の評価等について
《資料なし》

本方策では施策ごとの検証・評価として、「当該年度の取組・達成状況・課題」及び「翌年度以降の取組予定」を明確にし、進捗状況と達成度をそれぞれ 5 段階で評価することから、スポーツ少年団が所管する施策の取組み内容について諮り、これを承認。

<協議事項>

(1) 日本スポーツ少年団の名称変更の検討について《資料なし》

本件については、平成 30 年 3 月に開催された第 3 回青少年スポーツ振興プロジェクトにおいて、スポーツ少年団の名称変更の検討が提起され、同日開催の平成 29 年度第 4 回常任委員会及び第 2 回委員総会において、スポーツ少年団の名称変更について、その有無も含めて検討していくことを報告し、了承された。

この度、平成 30 年度日本スポーツ少年団ブロック会議でのご意見をふまえ、本件を所管する部会において改めて検討したところ、変更を検討するための議論が不十分であり、慎重に議論を進めるべきとの意見が出された。そのため、あらためて青少年スポーツ振興プロジェクト及び所管部会において、名称変更の論点を整理し、検討に必要な情報を都道府県スポーツ少年団に示し取り進めたい旨を説明し、協議。

<主な意見>

- ・ 佐 藤 委 員 : 現在、スポーツ少年団の収入は指導者及び団員の登録料が多くを占めているが、名称変更による登録人数や登録料収入の減少は計り知れず、壊滅的な状態になるのではないかと危惧している。同様に、スポーツ少年団指導者制度の改定によってスポーツ少年団の指導者資格更新者がより減少することも危惧している。地方では、青少年の健全育成を銘打った事業はスポーツ少年団以外になく、行政においてスポーツ少年団という名称の認知度や関心が高いことで大きな支援を得られているため、名称変更によってその利点が失われてしまうことが心配である。スポーツ少年団の元々の理念と、名称変更で目指す方向性が逆行しているように思えるため、理念をよく理解してから名称変更を提起してほしい。また、「提言 今後の地域スポーツ体制の在り方」の中で、都道府県または市区町村体育・スポーツ協会が中心となることが示されている。その理論は理解できるが、市区町村体育・スポーツ協会の実態と伴っておらず混乱が生じるのではないかと。

- ・ 富田委員：変更を前提とするのではなく、変更することも含めて議論するタイミングであると感じている。

1964 年の東京オリンピックのレガシーとしてスポーツ少年団が創設されてから、50 年以上理念に基づき活動してきた中で、時代や子どもたちに合わせてスポーツ少年団の在り方も変化してきた。例えば、登録団員の 9 割近くが小学生で、その多くが 4~6 年生であるという非常に年代が絞られた組織である。また、活動種目の単一化や、競技志向にも傾きつつあると思っている。そのような状況の中で、東京での 2 度目のオリンピックをひとつの機会として捉え、もう一度理念に立ち返りスポーツ少年団のあるべき姿を考えてもよいのではないか。

スポーツ少年団の理念を変えたいということではなく、理念のもとに今の時代や子供たちに合わせて何ができるのか議論し、その中で名称変更についても議論しても良いのではないか。

(2) 全国スポーツ少年団競技別交流大会参加資格の見直しについて《資料 P. 11~13》

全国スポーツ少年団競技別交流大会におけるチーム編成については、交流大会であるという主旨を踏まえ、同一の単位スポーツ少年団所属であることを原則としているが、少子化の影響等もあり、今までの条件では参加することが困難になる場合も見られるようになってきていることから、より多くの団員に大会参加の機会を与えることを目的とした参加資格の見直しについて協議。

平成 30 年度日本スポーツ少年団ブロック会議及び本常任委員会でのご意見を踏まえた上で主催競技団体とも調整を行い、所管部会で改めて協議した後、2019 年度 6 月開催の第 2 回常任委員会及び第 1 回委員総会にて審議することとした。

<主な意見>

- ・ 工藤委員：見直しの目的としては賛成である。例えば、年度当初に別々に登録した 2 つの単位団が、全国大会の際に 1 つのチームとして出場しても良いということか。
(学識経験)
- ・ 事務局：基本的には、1 つの単位団が 1 つのチームとして出場し、人数が不足する場合にその欠員を他の単位団から補充するという考え方であるため、複数の単位団の合同チームを認める考え方ではない。
- ・ 工藤委員：補充を認めることでチーム編成について様々なケースが考えられるため、より詳細な部分を検討するべきではないか。残念ながら、趣旨を理解せずに選抜チームを編成しようと策を考える人もいるため、そのようなケースにどう歯止めをかけるかも併せて検討すべきである。例えば、欠員を補充する際に市区町村の事務局に届出をさせることもひとつの方法として考えられる。
(学識経験)
- ・ 事務局：ご意見として承る。今後 6 月の常任委員会及び委員総会までに様々なご意見を踏まえて検討していきたい。
- ・ 増岡委員：軟式野球について、今年度から投球制限が設けられると聞いているが、
(近畿) スポーツ少年団の全国大会もそれに倣って実施するのか。
- ・ 事務局：投球制限については、子どもの健康を守るためのルールと捉えている。

また、競技規則に関する内容であるため、全日本軟式野球連盟が定めた規則に倣ってスポーツ少年団の大会も実施する予定である。

- ・ 田 村 委 員 : 現在の軟式野球交流大会の登録団員数は 14 名と定められているが、夏の
(関 東) 熱中症予防や今後の投球制限の導入を見据えて、登録人数を増やすことを検討してほしい。
- ・ 事 務 局 : ご意見として承るが、大会開催経費等の負担も増えることから慎重に検討する。
- ・ 村 田 委 員 : 都道府県で予選が実施される場合も多いと思うが、欠員の補充が認められれば予選の在り方も検討しなければならない。取り扱いについては、主催競技団体と密に連携しながら進めてほしい。
- ・ 富 田 委 員 : 担当部会において、人数の上限については議論に至らなかった。選抜チームを防ぐため、また、子どもの健康に配慮し交代要員を準備できるようにするという方向性で、人数の下限を設けることを議論してきた。この下限の人数が適切であるか、是非ご意見をいただきたい。
- ・ 網 代 委 員 : 剣道の団体戦の場合、5 名中 3 名いれば団体戦として成立し、3 名全員が勝利すればチームとしても勝利することもできる。欠員を補充するという一つの考え方は理解できるが、その考え方を悪用し選抜チームが編成される可能性もある。例えば、団体戦として成立する人数が揃っている上で、勝つためにレベルの高い団員を補充されてしまうことも考えられるため、そういったケースをどのように監督するかが難しい。
全日本剣道連盟としても、競技志向が進み本来の教育という目的に沿わない現状に困っている。その一つの要因として、競技歴がその後の進学等に大きく影響するというシステムがあることが挙げられる。剣道界としてこのような状況を打開するために様々な議論がなされている状況もあるため、剣道についてはスポーツ少年団の全国大会も欠員を認めない方向で良いのではないか。また、3 名で予選に出場して全国大会の出場権を獲得するということは考えにくい。恐らく勝ち上がるのは 5 名全員が揃っているチームだろう。そう考えると、予選については最低 3 名でチーム編成可能とし、欠員の補充を認めないというのが教育的な方法ではないか。
- ・ 富 田 委 員 : 部会でもそのような議論はあったが、全国大会での試合の機会を確保することに重きを置いて欠員の補充を認める方向性を議論してきた。仮に 3 名で出場した場合、相手チームの団員の試合の機会を確保するために、1 チームとの対戦にあたり一人の団員が複数回の試合を行わなければならない場合も考えられたため、部会としては欠員の補充という方向性になった。
- ・ 網 代 委 員 : 戦わずして勝利することの良し悪しについては、これまで全日本剣道連盟の中でも議論されてきた。しかし、メンバーを揃えるという観点で選抜チームが編成されるといったような大きな事態が起きることの方が好ましくないと考える。

- ・ 工 藤 委 員 (学識経験) バレーボールの人数の下限を 6 名としているのは、6 人制バレーボールの競技規則において 6 名未満のチームの試合は没収ゲームになると定められているからであり、そのことは周知徹底されている。そのため、6 名しかいないチームは試合に出場するにあたり数名の補欠メンバーを用意できるように努力をしており、下限の人数は 6 名で問題ないとする。より多くの子どもたちに試合の機会を与えるということに重きを置く考え方には賛成だが、選抜チームの編成を防ぐことができるような策をしっかりと検討することが重要である。
- ・ 宗 像 委 員 (学識経験) : 軟式野球に関して、現在、全日本軟式野球連盟では登録選手を 11 名以上 20 名以内と定めており、9 名での団体競技であることを考えると 10 名を下限としたチーム編成は難しいと考えている。今年の夏から、スポーツ少年団に限らず全国大会で投球制限を設けることは確実であり、その場合は複数の投手がいないと試合が成立できなくなる可能性もある。更に熱中症対策を考慮すると最低 13 名の選手は必要であると感じている。スポーツ少年団の大会において運営経費面での課題もあるのは確かだと思うが、この機会に人数の下限上限の見直しを徹底的に行っても良いのではないかと。また、全日本軟式野球連盟に登録しているチームの 1 チームあたりの平均人数は 17.5 名であるため、登録人数が 11 名以上 20 名以内という条件の中で投球制限を設けても異論はでない。スポーツ少年団において 1 つの単位団の登録人数を連盟に登録しているチームと同様に考えることはできないと思うが、子どもの健康を考えるとであれば下限を 11 名、上限を 20 名として考えるのが良いと思う。
- ・ 事 務 局 : いただいたご意見をふまえ、担当部会で引き続き検討する。

(3) 第 47 回日独スポーツ少年団同時交流 (2020 年実施) の実施形態について《資料 P. 14~15》

同年に開催される東京 2020 大会の影響やドイツスポーツユースと共同で開催する日独スポーツ少年団ユースキャンプを考慮して実施する必要があることから、当該年度の実施形態について協議。

期間については記載のとおり、受入・派遣ともに母国発着 11 日間とし、受入の実施時期については 8 月 10 日から 19 日を基本とするが、ドイツスポーツユースの航空機手配状況により 1 日程度前後する可能性があることを説明。なお、派遣の実施時期については、7 月 23 日から 8 月 20 日の間でドイツスポーツユースと今後調整していく旨を説明。

また、グループ数および人数については、日本側の意向に対するドイツ側の意向が現時点で示されていないことから、日本団の派遣時期及び実施規模について、3 月末日を期限としてドイツ側の回答を待ち、今後は以下の通り取り進めることについて協議し、これを了承。

- ドイツからの回答が資料記載の範囲内であった場合
坂本本部長及び活動開発部会長に実施形態の決定を一任。
- ドイツ側の回答が資料記載の範囲を超える場合
4 月開催の 2019 年度第 1 回常任委員会にて新たな実施形態案を諮り、速やかに決定。

(4) 今後のスポーツ少年団指導者の養成について《資料 P. 16～38》

今後のスポーツ少年団指導者に係る諸規程の改定、2020 年度からスポーツ少年団が新たに養成する「スタートコーチ（スポーツ少年団）」などの大枠及び 2020 年度の新たな諸規程の施行までのスケジュールについて協議し、これを了承。

今後は、5 月上旬から下旬に全国 9 ブロックで開催を予定している都道府県及び市区町村スポーツ少年団の役職員をはじめとしたスポーツ少年団関係者を対象とした説明会において改めて内容を説明し、2019 年度 6 月に開催する第 2 回常任委員会及び第 1 回委員総会において今後のスポーツ少年団指導者に係る各改定について付議・決定することについて了承された。

< 報告事項 >**(1) 平成 30 年度第 3 回日本スポーツ少年団常任委員会の議事録について《資料 P. 39～47》**

議長から資料に基づき報告。

(2) 日本スポーツ少年団「第 10 次育成 6 か年計画」の進捗状況(2 年次)について《別添》

標記計画の第 2 年次となる平成 30 年度の主な取組みを以下のとおり報告。

【1. 組織の整備強化】

・登録システムの活用

2020 年からの指導者に関わる規程等の改定に合わせた登録システムの改修を見据え、「スポーツ少年団新登録システム検討ワーキンググループ」を立ち上げた。

【2. 指導者・リーダーの育成】

「日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」の改定に伴い、「日本スポーツ少年団指導者制度」の改定やその養成方法、養成カリキュラムについて検討した。

【3. 活動の充実】

・団員の加入と活動継続の促進

中高生の活動継続の促進を目指し、中高生が登録する単位団にアンケートを行い、どのような形で活動を継続しているのかを明らかにし、中高生の多様なスポーツニーズの受け皿として単位団が貢献することができる条件を検討した。

・国内交流活動の充実

競技別交流大会の充実のために、少子化によりチーム編成が困難となっている状況を踏まえ、参加しやすい柔軟な対応を第一義に大会の趣旨を逸脱しない条件について検討した。

・活動プログラムの研究・活用

運動適性テストについては、昨年度同様、ワーキンググループにおいて検討した新しい運動適性テストの内容に基づき評価表作成のため、全国のスポーツ少年団にテスト結果のデータ提供依頼を行った。2019 年度も引き続きデータ提供を依頼する。

【4. スポーツ少年団の理念の普及・実践とオリンピックムーブメントの推進】

・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会関連活動の実施

昨年 12 月に来日したドイツスポーツユーゲントの役員と 2020 年のユースキャンプに関する今後の取り組みについて協議した。

(3) 平成 30 年度日本スポーツ少年団ブロック会議の終了について《資料 P. 48～63》

各ブロックとも開催主管県の協力により予定通り終了した旨を報告。

(4) スポーツ少年団登録者処分基準に基づく処分について《資料 P. 64》

スポーツ少年団登録者処分基準に基づき、各級スポーツ少年団が処分を決定した事案について以下のとおり報告。

なお、本件以外にも、本会に設置している「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」へもスポーツ少年団における事案について相談が断続的に寄せられていることから、今後も、スポーツ少年団の活動現場からの暴力行為等の根絶に向け、各種事業等において啓発活動に取り組むことを確認。

事案	処分内容
和歌山県のバレーボール指導者が、団員に暴言を繰り返した。	登録取消し及び再登録禁止（1年9か月）
埼玉県のミニバスケットボール指導者が、団員に暴言を浴びせた。	活動停止（12か月）
埼玉県の軟式野球指導者が、団員に不適切な行為を行った。	活動停止（12か月）
神奈川県のミニバスケットボール指導者が、団員に暴力をふるった。	登録取消し及び再登録禁止（24か月）

(5) 専門部会及びプロジェクト等の報告について《資料 P. 65～67》

各部部长、事務局から資料に基づき報告。

【指導育成部会】

- ・ 第2回ジュニアスポーツフォーラムについて
特別講演や各分科会のテーマについて協議。
- ・ 平成30年度シニア・リーダーの認定について
平成30年度のシニア・リーダー認定候補者91名の認定について協議し、全ての候補者をシニア・リーダーとして認定。

【広報普及部会】

- ・ 新たな地域スポーツ体制の創造に向けたスポーツ少年団実態把握調査について
昨年6月に日本スポーツ協会が策定した「提言 今後の地域スポーツ体制の在り方について ジュニアスポーツを中心として」を踏まえ、スポーツ少年団指導者が中学校運動部活動で指導していることについて、また、中高生がスポーツ少年団に継続して登録し、活動していることについて、単位団の実態を把握するためのアンケート調査の項目を協議。
- ・ 今後の日本スポーツ少年団オリジナルグッズについて
引き続きグッズを販売するか、また、日本スポーツ協会のブランディングも踏まえ、引き続き協議。
- ・ 広報活動チェックシートについて
単位団の広報活動の一助となる広報活動の紹介と、実施している広報活動を単位団自らが整理するためのチェックシートの内容について協議。

【活動開発部会】

- ・ 日独交流について「①同時交流参加者アンケート」

参加者および都道府県・市区町村に対する調査項目について意見交換を行った。参加者については、派遣前後でのスポーツ少年団活動への関わり方の変化、道府県及び市区町村については派遣・受入にあたっての財政事情や他事業との連携に関する項目について協議。

・ 日独交流について「④ユースキャンプ」

5月または6月の協定書締結に向け、参加年齢の整理等を行った。今後は、ドイツスポーツユーгентとビデオカンファレンス等を行い、プログラムの詳細を引き続き検討。

【リーダー養成ワーキンググループ】

- ・ 2019年度日本スポーツ少年団シニア・リーダースクールについて
スクーリングの終了に伴い、資格の認定に関する評価方法の確認を行うとともに、次年度のスクーリング内容における日程や課題、改善点等を協議。
- ・ 2019年度全国スポーツ少年団リーダー連絡会について
本連絡会の日程やプログラム内容、進め方等について協議。

【幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム普及ワーキンググループ】

今年度の講師講習会において全国 79 名の指導者が修了したことを報告し、次年度以降の課題について協議。また、今後 5 年間の計画を確認し、次年度以降の課題やこれまでの講師講習会修了者を対象にしたブラッシュアップ研修について検討。

【運動適性テスト検討ワーキンググループ】

総合評価の方法やコンディショニングチェックシートについて確認を行った。また、現状では信頼性のある評価表の作成に必要なデータ数が集まっているとはいえない状況のため、各単位団に向けて、データの提供を依頼し、今後は提供いただいたデータを基に評価表の作成に取り組むことを確認。

(6) ブロック報告について《資料なし》

特になし。

(7) その他《資料なし》

- ・ 望月委員：昨年 12 月 26 日の朝日新聞に、元バレーボール日本代表の益子直美さんが始めた大会に関する記事が掲載されており、その大会は、「監督とコーチは選手を怒らない。」というルールが設けられている。
益子さんは中学生時代に指導者に暴言や暴力を受けていた自身の経験から、子ども達がスポーツを楽しみと思える大会を考えたということであるが、この大会の在り方はスポーツ少年団の理念にも当てはまることである。
また、現在、日本スポーツ協会の暴力行為等相談窓口に寄せられている相談の多くが、スポーツ少年団に関する案件であると考えている。
各都道府県やブロック、もしくは各競技において、指導者本位の大会の在り方を抑制できるような大会運営を行う契機として、ぜひこの情報を

活用してもらいたい。そして、全国やブロックでの交流大会を通じて、指導者の方々にこの情報を紹介してほしい。

上記報告事項について、いずれも了承。

<その他>

- ・ 2019 年度日本スポーツ少年団常任委員会及び委員総会等の開催日程について《資料 P.68》
第 1 回、第 2 回常任委員会及び第 1 回委員総会の日程について報告。
なお、第 3 回常任委員会以降の日程については、決定次第報告する。
- ・ 2019 年度第 1 回常任委員会…2019 年 4 月 18 日（木）14 時～（予定）
- ・ 2019 年度第 2 回常任委員会…2019 年 5 月 31 日（金）
- ・ 2019 年度第 1 回委員総会…2019 年 6 月 1 日（土）

- ・ 平成 30 年 7 月豪雨災害義援募金について《資料なし》
昨年 11 月 30 日までに全国のスポーツ関係者から 2 千 6 百 36 万 4 千 4 百 8 円の義援金をご寄付いただき、12 月 21 日に本会泉副会長兼専務理事が日本赤十字社を訪問し、目録の贈呈を行うとともに、全額を寄付したことを報告。

- ・ 日本ユニセフ協会「子どもの権利とスポーツの原則」への賛同について《資料なし》
11 月 20 日に発表された日本ユニセフ協会「子どもの権利とスポーツの原則」へ、日本スポーツ協会として賛同したことを報告。

以上、15 時 43 分終了。